

相続手続きの実務

【研修の目的】

- ① 相続実務における法律知識の具体的な活用方法(実務への落とし込み)を、実例を交えて共有する
- ② 実務で多く扱う「標準的な相続」の基本的な処理の流れと判断ポイントの解説
- ③ 複雑な相続案件や他士業との連携が必要なケースについても概略を紹介し、実務判断力の向上を目指す

【講師自己紹介】

渡部司法書士・行政書士事務所

渡部 亮太（わたなべ りょうた）

電話番号:089-962-5757 FAX:089-962-3911

メール:r-watanabe@watanabe-legal22.jp



開業時期:令和2年4月

主な経歴:

20歳のときに行政書士資格を取得。大学卒業後22歳のときに司法書士資格を取得。広島県の司法書士事務所で勤務し、25歳のときに伊予郡砥部町にて事務所開設。

行政書士業の経験に乏しかった開業当初、受任業務の難解さに現松山支部長に助けを乞う。結果、昨年に松山市支部理事を拝命する。現在30歳。

当事務所の業務状況と地域課題への対応:

- ① 相続関連業務が事務所売上の約 50%を占める主力分野
- ② 伊予郡砥部町は県内他地域と比べて士業の数が少なく、幅広い業務依頼に対応
- ③ 地方特有の課題(空き家、相続未了不動産、管理放棄地など)に早期から直面
- ④ 松山市内に比べ、こうした問題が先行して顕在化しており、現場での経験と対応実績を重ねている

内容

標準的な相続手続きとは.....	3
遺産分割協議書の作成要旨	5
相続分譲渡証書の活用	9
疎遠な相続人へ通知書（手続き協力のお願いの手紙）作成.....	12
無効または不備がある自筆証書遺言による相続手続き	16
負動産の処分問題と相続放棄の活用.....	18
当職事務所利用の資料	19
最後に	21

標準的な相続手続きとは

「標準的な相続手続き」を下記①②③を満たす相続とする。

- ① 法定相続人が配偶者・親・子であること

例外：兄弟相続・数次相続

- ② 法定相続人間に争いがなく、相続財産の分配方法に合意ができていること

例外：相続人に連絡のつかない者等がいる。

相続財産の分配方法に争いがある。

相続財産が明らかではない。

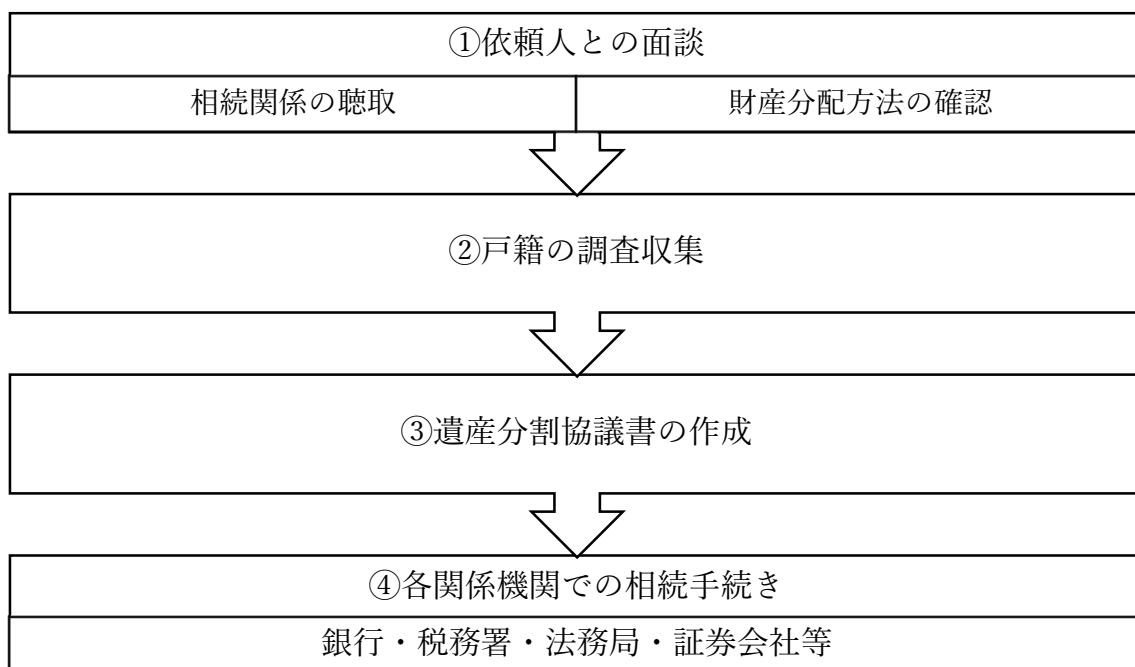
- ③ 戸籍の調査に収集及び遺産分割協議書の作成により、各関係機関への相続

手続き書類が完結すること

例外：不在者財産管理人・相続財産管理人・未成年後見人の選任が必要

標準的な相続手続きでは、円滑な業務遂行が期待できる。

【相続業務フローチャート】



① 依頼人との面談

相続手続きを着手するにあたって、必要事項を聴取・確認します。標準な相続手続きにおいては、依頼人との直接面談は、この1度になることが多い。

- ・相続関係の聴取(法定相続人が誰になるか)
- ・相続財産の内容(持参資料:被相続人名義の名寄帳、通帳等)
- ・相続財産の分配方法(何を誰が相続するか、相続人間での合意の有無を確認)

② 戸籍の調査収集

法定相続人を明らかにするための戸籍の収集。

被相続人の出生から死亡の戸籍・相続人の現在戸籍などを集める。

依頼者から聞き取った相続関係が必ずしも正しいものとは限らない。

戸籍によってその他の相続人がいないか必ず確認する

③ 遺産分割協議書

相続人全員から遺産分割協議書に署名及び実印の押印をもらう。相続人全員の印鑑証明書も必要である。

遺産分割協議書には相続人全員の署名押印が必要であることから、相続人全員を明らかにできる戸籍一式(上記②)の収集が必要である。

④ 各関係機関での相続手続き

②及び③の書類の書類があれば、各機関での相続手続きは滞りなく完結することが期待できる。

遺産分割協議書の作成要旨

遺産分割協議書の作成の大前提として、財産の特定を明確にしなければならない。

私の事務所で最も作成することが多い遺産分割協議書例(不動産のみ)は下記のとおり。

(協議書例)

遺産分割協議書

共同相続人である私達は、次の相続について、下記のとおり遺産分割の協議をした。

被相続人の最後の本籍 ○○県△△市□□町××番地

最後の住所 ○○県△△市□□町××番地

氏名 A

相続開始の日 令和4年8月22日

記

1. 相続財産中、次の不動産については、Bが相続する。

□□町 189番1 番 736m²

以上の協議を証するため、この協議書を作成し、各自署名押印のうえ、Bが保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所 ○○県△△市□□町××番地

【B】 _____



住 所 ○○県△△市◇◇丁目△番◇号

【C】 _____



① 【不動産】特定の不動産を相続させたい。

どの不動産か特定できる情報を記載しなければいけない。

下記の情報を登記簿の通りに記載することが望ましい。

土地の場合:所在、地番、地目、地積、

家屋の場合:所在、家屋番号、種類、構造、床面積

1. 相続財産中、次の不動産については、Bが相続する。

□□町 189番1 番 736m²

② 【不動産】未登記家屋を相続させたい。

未登記家屋は登記簿が存在しないため、その特定に注意しなければならない。

市町村役場発行の評価証明書を基に記載することも良い。

但し、市町村役場はあくまでも固定資産税の課税が主目的であるため、実態と相違する記載を評価証明書等に記載しているときがあるため、真に特定できているか疑義があることも多い。下記のように記載を行うと、特定の土地上にある家屋全てを特定することができる。

1. 相続財産中、次の不動産については、Bが相続する。

□□町 189番1 宅地 736m²の土地上にある全ての家屋

③ 【不動産】全ての不動産を相続させたい。

1. 相続財産中、全ての不動産については、Bが相続する。

または、

1. 相続財産中、次の不動産を含むすべての不動産については、Bが相続する。

□□町 189番1 番 736m²

または、

1. 相続財産中、次の不動産については、Bが相続する。

□□町 189番1 番 736m²

2. 本書に記載のない不動産については、Bが相続する。

④ 【預貯金】特定の預貯金等を相続させたい

財産の特定さえできれば相続手続きには支障ないため、金融機関名だけでも手続きは可能である。口座番号まで記載をする場合には、全ての口座情報を記載する必要がある。手続きを通じて他の口座の存在が発覚した場合には当該口座について、改めて遺産分割協議書の作成が求められる。

相続人間で問題が起こらないのであれば、『特定の金融機関に預託する一切の財産』と記載することも手段である。

1. 相続財産中、次の金融機関に預託する一切の財産は、B が相続する。

①野村證券株式会社 ○○支店 口座番号_____

②株式会社伊予銀行 ○○支店 口座番号_____

③えひめ中央農業協同組合 ○○支所 口座番号_____

⑤【預貯金】特定の預貯金につき、相続人の複数人が相続するが、代表相続人が解約手続きを行った後、相続財産の分配を行う。

遺産分割協議書にて代表相続人を指定しておくことで、各金融機関での相続手続きが円滑になる。

代表相続人を指定していない場合には、各金融機関の所定の書類に相続人全員の署名と実印が別途必要になることがある。代表相続人を指定していれば、原則としてこれが不要である。

1. 相続財産中、下記金融機関に存在する預金、証券、投資信託、出資金その他一切の債権はAが3分の1、Bが3分の1、Cが3分の1の割合で相続する。なお、Cを代表相続人として、預貯金等の名義変更、払い戻し、解約及び当該預金等の元利金等の受領並びに下記金融機関に提出する一切の書類の作成・提出・受領等、相続手続きに必要な一切の権限及び行為を行う。

払い戻等を受けた預貯金等の金銭から、当該払い戻・名義変更・振込に要した費用、並びに行政書士に支払う費用(報酬及び実費を含む)を控除する。控除後の残額について、前記割合に従い各相続人の指定する口座に振り込んで分配する。

①金融機関 A ②金融機関 B ③金融機関 C

⑥【不動産】【換価分割】特定の者が不動産を相続した後、売却を行う。売却代金は相続人間で分配を行う。

相続財産である不動産を代表相続人が売却・現金し、その金銭を相続人で分配する方式である。法定相続分通りの共有で不動産を相続すると、売却手続きが煩雑化してしまう。一方、代表相続人による換価分割は、売却手続きを迅速に行うことが可能である。売却期限・代金などについては相続人間で事前調整しておくことが必要になる場合もある。

1. 相続財産中、次の不動産については、Aが換価分割のために取得する。Aは、次の不動産を売却し、売却までに要する一切の費用を控除した残額を各相続人の法定相続分に応じて分配する。なお、売却までに要する一切の費用には固定資産税、本相続手続き及び売買に係る司法書士その他専門家の費用を含むものとする。
 - ・○○市◇◇三丁目××番× 宅地 169. 88m²
 - ・○○市◇◇三丁目××番地× 家屋番号485番5
居宅 木造スレート瓦葺2階建 1階 52. 34m² 2階 37. 90m²

⑦【代償分割】相続人のうち一人が特定の遺産(たとえば不動産や預貯金など)を取得し、他の相続人にはその代償として現金などを支払う。

不動産のみしか財産がない場合かつ現実に分割することに適していない財産を遺産分割協議の目的とするときに利用できる分割方法です。

A が甲不動産を相続する代わりに、代償金として B に金銭を交付する等。

2. AはBに対して、本件遺産分割の代償として、金100万円を支払うものとする。

⑧【その他】将来において、新たに相続財産が見つかったときにその財産を特定の相続人に相続させたい。

2. 本書に記載のない財産は、A が相続するものとする。

相続分譲渡証書の活用

①相続分譲渡とは

相続人が自分の持つ「相続分(法定相続割合)」を他の相続人や第三者に譲渡する行為である。

譲渡した相続人(譲渡人)は、相続財産に関する一切の権利を失い、遺産分割協議の当事者から外れる。

譲受人は代わりに遺産分割協議の当事者となる。

②活用事例

例:相続人 A・B・C(各法定相続分:1/3)

AがBに自身の相続分(1/3)を譲渡した場合:

- A:相続分なし(遺産分割協議から離脱)
- B:相続分 2/3
- C:相続分 1/3

→ 遺産分割協議の当事者はBとCのみ。Aは協議に参加しなくてよい。

まとまらない遺産分割協議・相続の揉め事からの離脱ができる。

③相続分譲渡の利点

- **協議からの離脱が可能:**遺産分割に関与したくない相続人が手続きから外れることができる。
- **協議の円滑化:**人数が減ることで意見の集約がしやすくなり、協議のスピードアップが期待できる。
- **心理的負担の軽減:**他の相続人と関わりたくない場合、争いを避ける手段として有効。
- **実務負担の軽減:**行政書士など専門家による書類作成や調整業務も効率的に進められる。

(相続分譲渡証書例)

相続分譲渡証書

【被相続人の表示】

氏名

生年月日

相続発生日

最後の本籍

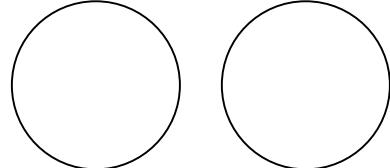
最後の住所

上記被相続人の遺産につき、私は相続人として相続分を有していましたが、都合によりその相続分全部を、被相続人の〇〇である貴殿に譲渡いたします。

令和 年 月 日

【相続分譲渡人】

住所 _____
氏名 _____



【相続分譲受人】

住所 _____
氏名 _____ 殿

④考慮事項

上記①②③は本研修においては、相続人に対しての相続分譲渡を前提としている。

相続人以外の者への相続分譲渡は、贈与税等についても考慮する必要があるため、税理士にも相談されたい。

また、数次相続が発生している場合の相続分譲渡は、「相続人以外への相続分譲渡」に該当する可能性がある。この場合、不動産登記業務において使用できない可能性があるため、司法書士に相談されたい。

「相続分の譲渡」に類似した「相続分の放棄」という手続きもある。興味があれば確認してほしい。

⑤相続放棄の検討

- ・相続分譲渡は有効な手段だが、相続人の状況によっては相続放棄の方が適切な場面がある。
- ・相続放棄は「家庭裁判所への申述」が必要であり、司法書士業務に該当する(※行政書士の業務外)。
- ・相続放棄を選択した場合、相続人は当初から相続人でなかったものとみなされるため、後続の遺産分割協議から完全に外れる。

項目	相続分譲渡	相続放棄
手続きの場	私的書面で可能	家庭裁判所へ申述
効果の範囲	相続分のみ移転	最初から相続人でなかった扱い
債務への影響	債務は相続人として残り得る	全ての債務から離脱できる
実務の難易度	比較的簡便	期間制限(原則3か月)あり

疎遠な相続人へ通知書（手続き協力のお願いの手紙）作成

①相談事例

被相続人の相続人につき、依頼者と面識のない者がいる場合も珍しくない。

面識がない相続人に対してどのように相続手続きを進めていけばよいか。

②相続手続きの協力を求める旨の手紙の送付

依頼者から聴取した事項を基に、依頼人から面識のない相続人に対して手紙を送る。

行政書士業務として手紙文案を作成することにより疎遠な相続人との連絡支援を行う。

行政書士が仲介・代理は一切行わないことが大切である。

手紙を送付したにもかかわらず、相手方から連絡がない場合には、家庭裁判所での調停等手続きや弁護士事務所への依頼を提案する。

なお、手紙に記載する内容は以下の通り。

- ・被相続人と送付先相続人の関係性
- ・相続が起こった事実
- ・相続手続きに協力してほしい旨
- ・相手方の連絡先及び協力の意思の有無を記入する用紙及び返送用封筒の同封

当職事務所が作成した文案例を次項に記載する。

(手紙文案)

相続手続きご協力のお願い

拝啓 盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

突然のご連絡となりますこと、何卒ご容赦ください。

私こと、令和〇年〇月に亡くなりました故人(以下「被相続人」といいます)の配偶者でございます。

被相続人は、貴殿のご尊父とご兄弟にあたる方であり、そのため貴殿には法定相続人としての立場があるものと存じております。

現在、被相続人名義のままとなっている不動産(所在:〇〇市内・宅地・面積約〇〇m²)について、相続登記の義務化を受け、名義の整理を進めております。

当該不動産は面積が狭く、形状も不整形であるため売却等の処分が難しく、私が近隣に住んでいる関係でこれまで管理を行ってまいりましたが、年齢的にも体力的にも負担が大きくなっています。

こうした事情から、今後の管理を一本化するためにも、本件不動産は私が単独で相続させていただきたいと考えております。

すでに他の相続人の方々にはご説明のうえ、ご理解をいただいております。

つきましては、貴殿にも本件のご事情をご理解いただき、相続手続きへのご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

まずは略儀ながら書面にてお願い申し上げます。

何卒ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

相手方相続人の意志を確認するための回答用紙を手紙に同封する。

以下、回答用紙例。

相続手続に関するご回答用紙

相続人：〇〇〇〇 様（ご記入日：____年____月____日）

1. 相続手続へのご協力について

下記から該当するものに✓を付けてください。

相続分譲渡証書に協力します。

（＝ご自身が有する相続分を全て「〇〇〇〇」へ譲渡することに同意します）

協力できません。

2. 協力できない場合の理由

（差し支えなければご記入ください）

3. 連絡先

手続に必要なため、連絡が可能な電話番号をご記入ください。

電話番号：_____

4. ご署名

署名：_____

必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願いいたします。

【手紙作成時の注意点】

- ・ 手紙作成はあくまでも文案作成に留まるものであり、依頼者と相手方相続人の間の仲介・交渉を行うことは非弁行為に該当するおそれがあるため、厳に慎むこと。
- ・ 依頼者が行政書士に対して、業務範囲を超えた対応（交渉・代理など）を期待することがあるため、事前に業務範囲を明確に説明しておく。
- ・ 相続に関する相談や戸籍調査などを業務として行っている場合でも、手紙の送付は依頼者本人の名義で行うのが原則である。
- ・ 行政書士として、相続の法的内容について法律知識をもって整理・理解した上で手紙文案を作成することは適法かつ有益な業務である。
- ・ 相手方相続人から手紙の内容に関して問い合わせを受けた場合、法律知識を前提に現状までの経緯を説明する範囲であれば回答しても差し支えない。
※相手方の意向を確認したり、条件を調整したりする行為は一切行わない。
業務範囲外であることはもちろん、無用なトラブルに巻き込まれることを避ける。

(追加文章案)

なお本件相続手続きにつきましては、次の行政書士に相談を行いました。

相続手続きについて不明点がございましたら下記に問い合わせいただいても結構です。

伊予郡砥部町宮内592番地1

渡部行政書士事務所

行政書士 渡部亮太

089-962-5757

無効または不備がある自筆証書遺言による相続手続き

有効かつ形式・内容ともに不備のない遺言書に基づく相続手続きは、標準的な
継続と比較しても、実務上の負担が軽い。本研修では、実務負担の大きい「無効
または不備がある自筆証書遺言」を主題とする。

①遺言書とは

主に公正証書遺言と自筆証書遺言がある。

遺言書とは、自分の死後に財産をどのように分けるか、誰に何を残すかなどを
自分の意思で指定するための文書である。法的に有効な遺言書を作成する
ことで、相続トラブルの防止や、自分の希望を実現することができる。

自筆証書遺言は、自書・日付・氏名・押印が要件(民法 968 条)であり、形式
不備により無効となるリスクがあり、内容の特定が不十分なケースも多い。

②当職事務所での実例

(1)「あとは頼む」との遺言書

「あとは頼む」と署名のみ記載された遺言書(相談者曰く)。
何を頼んだかもわからず、日付もなく、ともすれば留守番のお願いのようにも
思います。これは手の打ちようがなかった。

(2)「預貯金 400 万円を相続させる」とだけ書かれた遺言書

「A に預貯金 400 万円を相続させる」とのみ記載されていたケース。
どの金融機関の預金を指すか特定できず、遺言書だけでは銀行側が判断
できず。他行に同額が存在する可能性もあるため、銀行は遺言書での払戻
しに応じない。

実務上、法定相続人全員の同意書を添付して手続きする必要があった。

(3) 遺言書が無効だが死因贈与への転換が可能

日付欠落により無効となった自筆証書遺言があり、内容は「特定不動産を A(相続人ではない)に承継させる」というものだった。

A は被相続人の意思を認識していたが、相続人ではないため、遺産分割協議では A に承継させることができない。

遺言自体は無効でも、「被相続人が生前に A へ贈与する意思を示していた」ことが相続人全員で確認できる場合、死因贈与として扱うことが可能。

- 必要な要件は以下のとおり：
 - 相続人全員の合意及び A(受贈者)の承諾
 - 「死因贈与があつたことの証明書」の作成

項目	遺言	死因贈与
法的性質	一方的な意思表示	双方の契約
効力発生	死亡時	死亡時
承諾の要否	不要	必要
証拠としての扱い	民法の形式に沿っていないと無効	契約の事実があれば柔軟に認定され得る

関連判例 平成 15 年 7 月 9 日広島高等裁判所

平成 27 年 8 月 13 日東京地方裁判所

5. その他(修めておきたいトピック。ぜひ。)

自筆証書遺言の検認　自筆証書遺言保管制度　遺言執行者

負動産の処分問題と相続放棄の活用

①相談内容

被相続人 A の相続人は配偶者 B 及び子の C 及び D である。

被相続人 A の相続財産は預貯金5000万円及び不動産である。

不動産には、山林、田畠などの農地が含まれている。

相続人 B,C,D は、山林及び農地の維持管理はしておらず、管理放棄地となっている。

将来的にはこれらの不動産を C 及び D の子どもが承継していくことになる。

子どもにとって、この不動産の所有を負担にしたくなく、どうにか処分したい。

②相続放棄の検討

(1)被相続人 A の相続について B,C,D が相続放棄をする。

→不動産の負担が無くなるが、積極財産の預貯金も承継することができない。

(2)預貯金について C 及び D が相続する。不動産を B が相続する。将来、Bに相続が発生したときにBの相続について、C及びDが相続放棄を行う。

→預貯金の相続手続きができる一方、将来において不動産の負担が無くなる。

Bの財産(相続したいもの)については生前に処分することが望ましい。

将来において法定相続人が相続放棄をすることを前提に財産処分を行うことができる。

財産処分については、遺留分の侵害、詐害行為取消権の行使について留意する。

当職事務所利用の資料

1. 職務上請求書の要旨

各市町村役場に戸籍を請求する際に、遠方の市町村役場の場合には郵送で戸籍請求を行うことがある。度々、各市町村役場から確認の連絡がある。

なるだけ電話連絡がないように、当職事務所では次の書類を添付している。

職務上請求書の請求要旨

(相続人等の現在戸籍調査用)

～事務所情報省略～

貴庁に職務上請求書を送付いたします。職務所請求書の発行手続きにつきまして、以下の通り取り扱いくださいますようお願いいたします。

◆職務上請求書発行番号

職務上請求書の右上に印字されている7桁の番号を指します。

◆発行する戸籍が重複する場合

複数の請求などにより、発行する戸籍が重複する場合、重複する戸籍は不要(同一の戸籍の発行は1通のみ)でお願いします。

◆定額小為替のお釣り

貴庁において定額小為替でのお釣りが不足する場合には、切手での返送でも結構でございます。

請求する戸籍に関する詳細【職務上請求書発行番号:]

請求にかかる者の次の書類を発行くださいますようお願いいたします。

現在戸籍の謄本 現在戸籍の附表の謄本 住民票(本籍地入り)の謄本

貴庁に現在戸籍がない場合には他市町村に現在戸籍を請求するために必要な戸籍(新本籍地の記載がある戸籍)の謄本を発行願います。

現在戸籍がない場合には、附表の発行は不要です。

上記の戸籍を発行するために、貴庁で発行が必要な戸籍がある場合には、合わせて発行いただいて結構です。当職にその旨お知らせいただく必要はございません。

2. 相続財産分配金受取口座指定書

代償分割や換価分割、相続財産の分配を前提とする遺産分割協議書等の作成の場合には下記の書式にて振込口座の確認を行っている。

相続財産分配金受取口座指定書

被相続人 _____

私は、上記被相続人の相続財産の分配につき、下記の金融機関口座を受取口座として指定いたします。なお、本指定書の内容に相違があった場合でも、上記口座への振込をもって、相続財産分配金の受領したものとします。

金融機関名		
支店名		
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 総合
口座番号		
口座名義 (カタカナ)		

金融機関の口座は相続人ご本人の口座をご記入くださいませ。

令和 年 月 日

住所: _____

氏名: _____

お電話番号 _____

実印

※ 本書にご記入いただいた内容は、相続手続きにおける分配金支払のためにのみ
使用いたします。

最後に

本日の研修では、「標準的な相続」を中心に、実務で頻出する場面を踏まえた対応方法や判断の着眼点についてお話ししました。実務上の手続きの流れを再確認しながら、より実践的なスキルの習得に繋げていただけたなら幸いです。

相続に関する業務は、単なる書類作成に留まらず、法的判断や相続人間の調整、登記・税務面への理解など、多角的な視点が求められます。そうした中で、士業同士の連携が業務を円滑に進めるカギとなる場面も少なくありません。

渡部事務所では、当職が司法書士を兼ねており、また当職事務所の隣室に税理士事務所があります。登記や税務を含めたワンストップでのご相談が可能ですので、「こういったことも確認しておきたい」「専門家と一緒に対応したい」といった場面があれば、お気軽にご活用ください。

今後とも、皆さまの実務の発展を心より応援しております。

本日は誠にありがとうございました。